

農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について

農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について

農地の売買・贈与・貸借等には農地法第 3 条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに所有農地の下限面積が定められています。

下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(50a)以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法では下限面積(50a)が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。(農地法第 3 条第 2 項第 5 号、農地法施行規則第 20 条第 1 項、第 2 項)

このことについて農林水産省からの通知により毎年別段の面積を設定または修正の必要性を検討することが求められております。

平成 23 年 6 月 28 日開催の第 6 回総会後の協議において別段の面積の必要性について検討した結果、次の理由により、下限面積は農地法どおり 50a とし別段の面積は設定しないこととしました。

別段の面積を設定しない理由

別段の面積設定の基準である施行規則第 20 条第 1 項および第 2 項について検討しました。

当町では下限面積を基準より小さく定めるための基準である「下限面積以下の農家戸数が全体の 40% を下まわらない」とする項目(注 1)(施行規則第 20 条第 1 項)については該当しません。

(注 1)例えば下限面積を 30a とする場合には、管内に 30a 以下の農家が農家全体の 40%以上ある場合は下限面積を 30a と設定できるとする規定

新規就農を促進する(遊休農地の活用)観点から認めるとする項目(施行規則第 20 条第 2 項)については、現行でも集約的経営を行う場合は基準面積(50a)以下でも例外的に認めることが可能であり(施行令第 6 条第 3 項 1 号)、意欲ある新規参入者の障害とならないと考えます。